

電波の利用状況の調査の周波数帯の区分の見直しの概要

アナログテレビジョン放送の終了に係る700MHz帯の周波数再編に伴い、周波数帯の区分の見直しを行うこととする（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）の改正）。

【現 行】

- ①770MHz以下
- ②770MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超

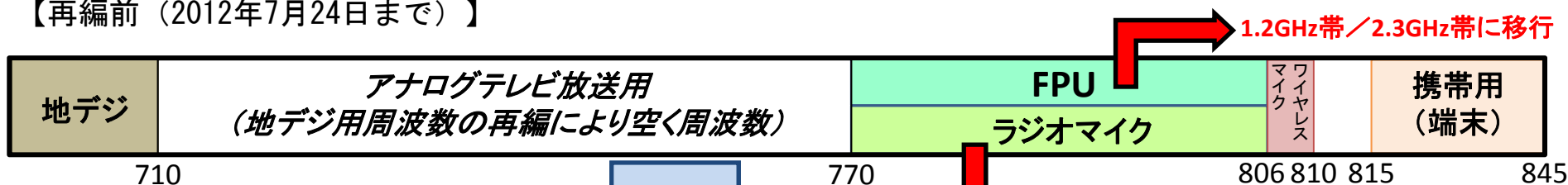
【改 正】

- ①714MHz以下
- ②714MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超

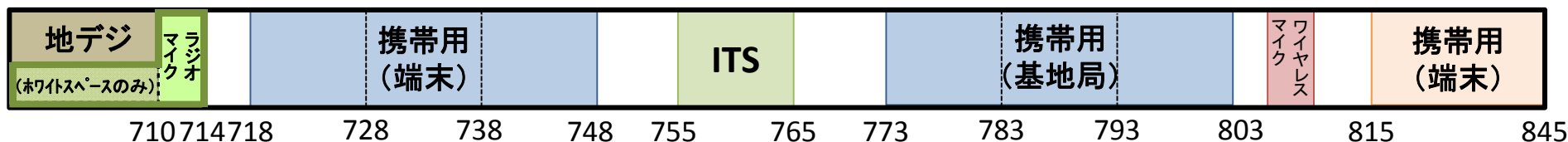
変更理由

- ・700MHz帯で利用されることとなる携帯電話のシステムについては、800MHz帯、1.5GHz帯及び2GHz帯で利用される携帯電話のシステムと同一の周波数帯の区分に含めた方が、電波の有効利用の程度が評価がしやすい。
- ・同一年度に他の周波数帯を利用する携帯電話のシステムと合わせて調査することにより、免許人の調査回答負担、行政側の調査発送負担等の業務の重複が避けられる。

【再編前（2012年7月24日まで）】



【再編後（2012年7月25日以降）】



※ 放送用に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数

本年度中に省令改正を行い、平成25年度調査から、新区分（714MHz超3.4GHz以下）にて実施。